福島県まん延防止等重点措置等		
区域 期間	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市	令和4年1月27日(木)~3月6日(日)
	上記5市を除く県全域	令和4年1月30日(日)~3月6日(日)
県民向け	・営業時間短縮の要請時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。 ・ <mark>感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。</mark> ・ <mark>感染リスクの高い行動</mark> は控えてください。(例:不要不急の都道府県間の移動、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食等) ・基本的な <mark>感染対策の徹底</mark> をしてください。(例:3密を回避、マスクの着用、こまめな手指消毒や換気など)	
飲食店等 ※営業時間の短縮	【認定店】次の①または②のいずれかとしてください。 ① 営業時間の短縮:5時~21時まで 酒類の提供は20時まで ② 営業時間の短縮:5時~20時まで 酒類提供自粛(終日)	【非認定店】 営業時間の短縮:5時~20時まで 酒類提供自粛(終日)
たる来時間の恐幅 に応じた場合、 協力金を支給	・営業時間の短縮に応じた場合、協力金を支給 ・ <mark>同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けてください。</mark> ・特措法施行令第5条の5各号に規定される <mark>感染対策を実施してください。</mark>	
飲食店以外	【対象】延床面積1,000㎡超の特定大規模施設等 ・入場者が密集しないよう、 <mark>入場者の整理誘導・人数管理・人数制限</mark> を行ってください。 ・特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。	
すべての事業者	・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。 ・職場内の感染防止対策を徹底してください。 ・ <mark>事業継続計画(BCP)の再確認や策定</mark> をお願いします。 (協力金対象事業者以外で、本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給)	
イベント	【 <mark>感染防止安全計画を策定し県の確認</mark> を受けた場合】 ・人数上限20,000人かつ収容率100% (大声なしが担保されることが前提です)	【左記以外の場合】 ・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表
	・イベント等の開催に当たっては、 業種別ガイドラインを遵守 し、 <mark>感染防止対策</mark> を徹底してください。 ・広域な移動に伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、 <mark>県に事前に相談</mark> ください。	
その他の対応	 ○大学・専門学校感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。 ○小・中・高等学校…感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策を徹底してください。 ○医療機関、高齢者・障がい(児)者・児童施設…感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください 	